



aws SUMMIT

TOKYO | APRIL 20-21, 2023

CUS-15

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化 ～ ガバメントクラウド活用に向けた直近の取組

羽田 翔

デジタル庁

統括官（デジタル社会共通機能担当）付

参事官（地方業務システム基盤担当）付

企画官





統一・標準化の概要について

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）】

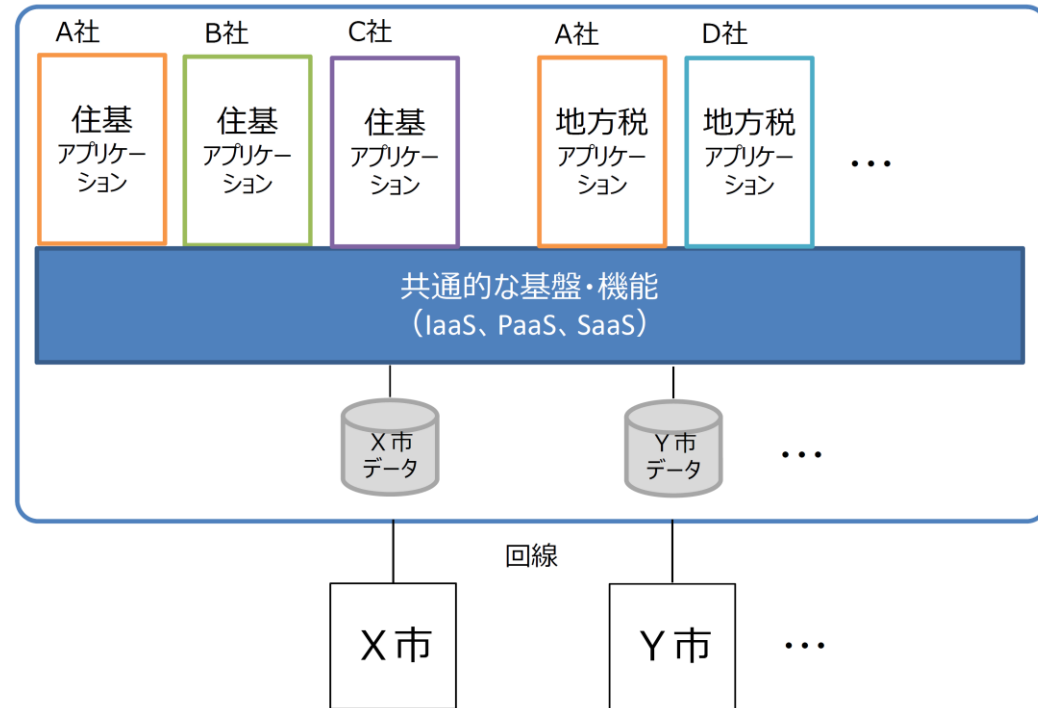
- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（略）に規定する標準化基準（略）への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務（※）等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

※基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務）

具体的には・・・

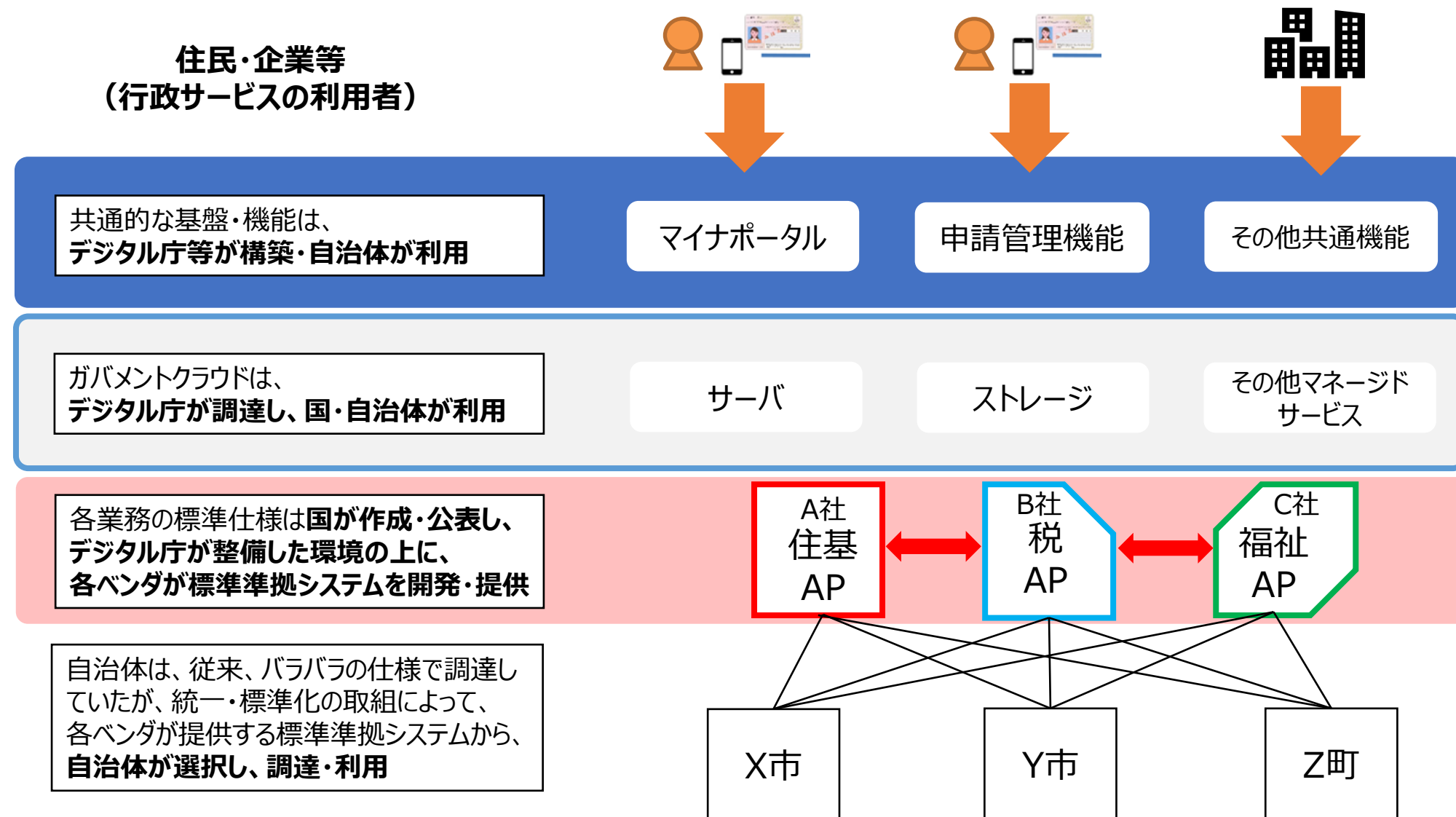
- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能となるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システムは、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。

ガバメントクラウド



地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について（イメージ）

- 共通的な基盤やデジタルサービスの機能については、デジタル庁が調達・構築し、地方自治体が必要に応じ利用。
- 地方自治体は、ガバメントクラウド上に各ベンダが構築した複数の標準準拠アプリケーションの中から、各業務で1つの最適なアプリケーションを選択し、調達・利用（ベンダーロックインの回避・競争環境の確保）。



基幹業務システムの統一・標準化により期待される効果

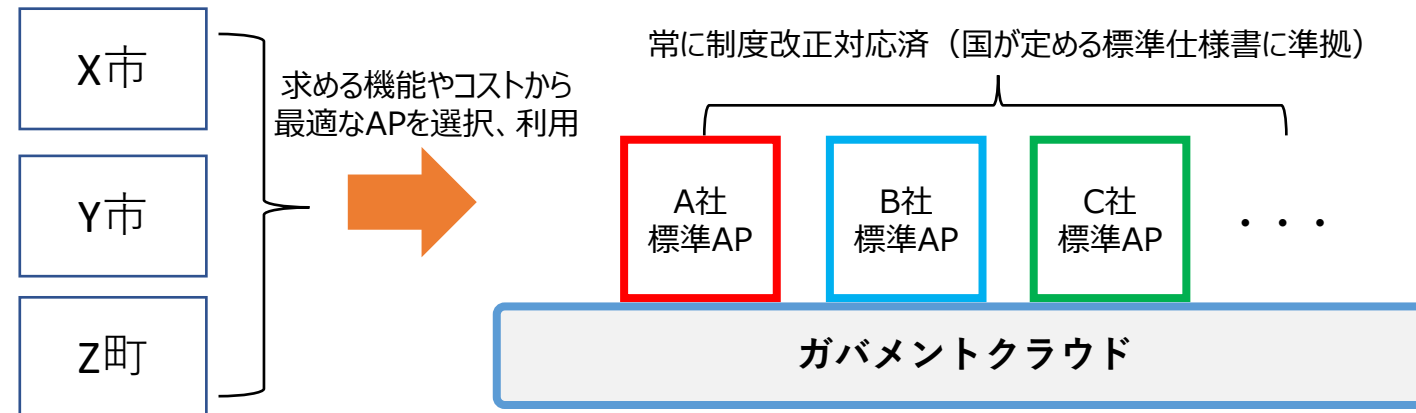
国民

- 全国の自治体でオンライン申請などの基盤が共通化。マイナンバーカードも活用しながら、**24時間365日スムーズに行政サービスへのアクセスが可能に！**



自治体

- **制度改正のたびに自ら行っていたシステム改修等は不要、ガバメントクラウド上の標準準拠アプリを選択することでスムーズに対応可能に！**
- **アプリの共同利用等により、運用経費を削減！全国共通で使うシステム（申請管理等）もガバメントクラウドで提供し、更にコストを抑えつつ、簡便に様々な行政サービスを展開可能に！**



国

- データが標準化され、同じ形式で扱えることから、**国・地方の様々なデータを活用した新たな施策やアプリのよりスピーディーな展開が可能に！**

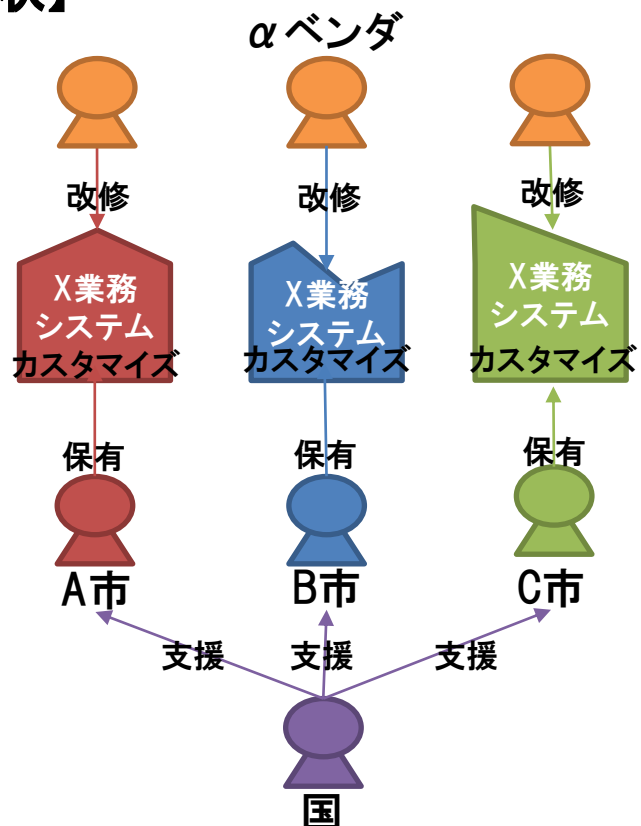
統一・標準化の目指す姿（1）

○ 【現状】カスタマイズが多いため、全体のコストが高い（制度改正の度に自ら改修が必要）。

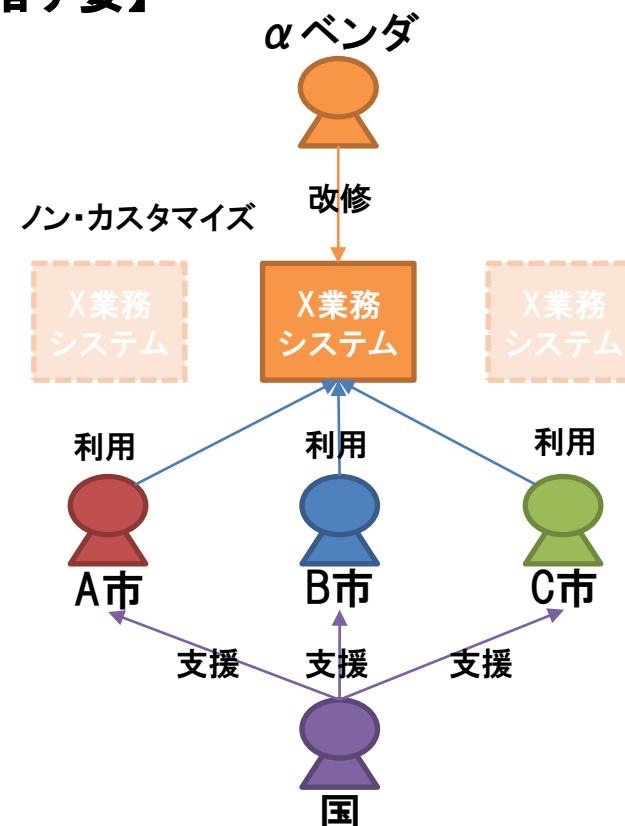
⇒ 標準仕様への準拠を義務化して、ノンカスタマイズ！

⇒ さらに、みんなで1つのシステムを共同利用（SaaS）！

【現状】

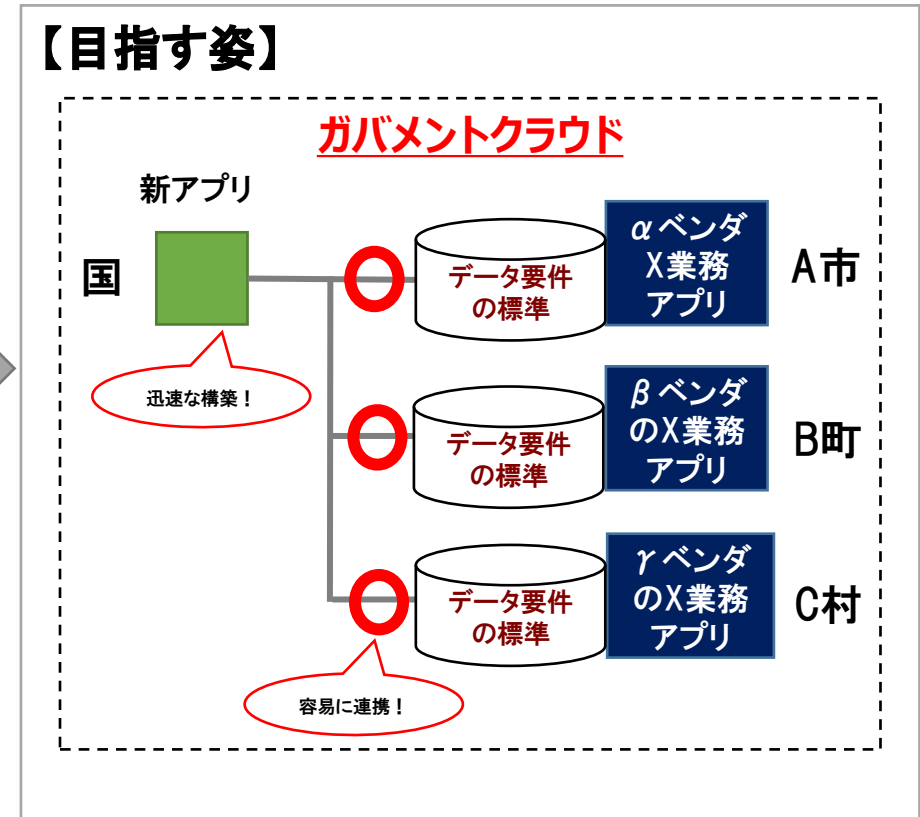
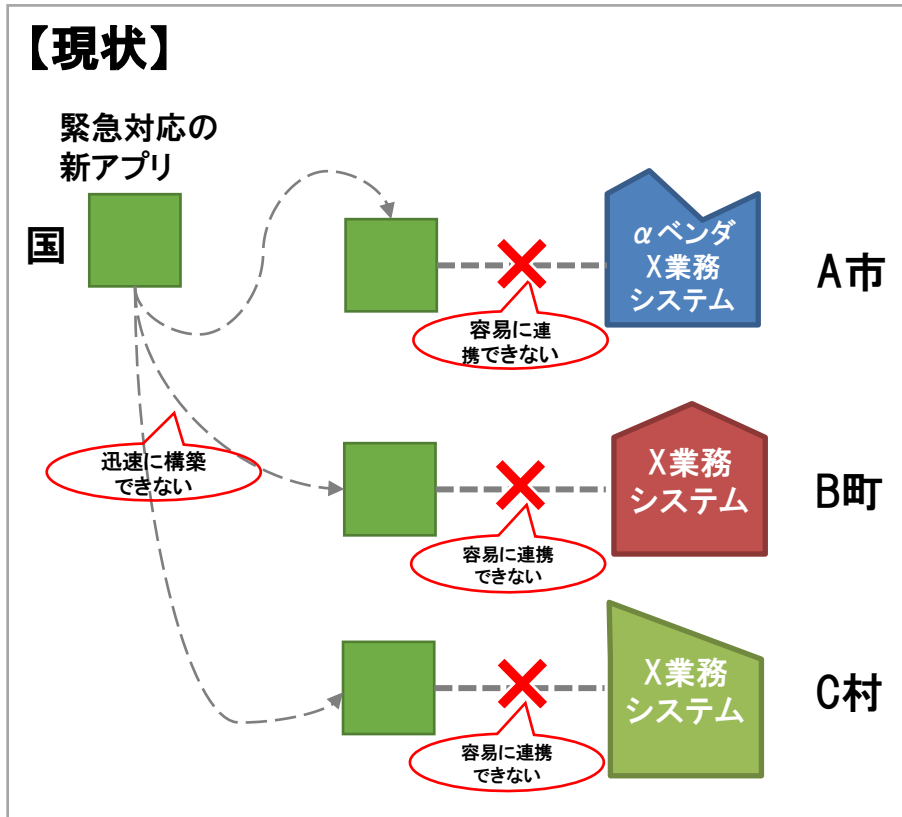


【目指す姿】



統一・標準化の目指す姿（2）

- 【現状】インフラが異なるため、サーバ等の構築やネットワークの設定に時間がかかる
⇒ ガバメントクラウド上に構築することで、インフラを迅速に構築
 - 【現状】データが標準化されていないため、新アプリの展開に時間がかかる
⇒ データ要件の標準に準拠することを義務化
- ⇒ 新アプリの全国的な横展開が、迅速かつ容易に！



統一・標準化の目指す姿（3）

○ 【現状】申請が手間！（対面前提、平日のみ、記入項目が多すぎ、記入項目が自治体で異なる等）

⇒ **24時間、365日、どこからでも電子申請が可能**

⇒ 標準仕様への準拠を義務化して、**入出力項目は全国どの自治体でも同じ！**

⇒ **最小限の手間で！（デジタル3原則*実現の観点でBPRを推進、標準仕様は継続して進化！）**

* デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、ワンストップ）

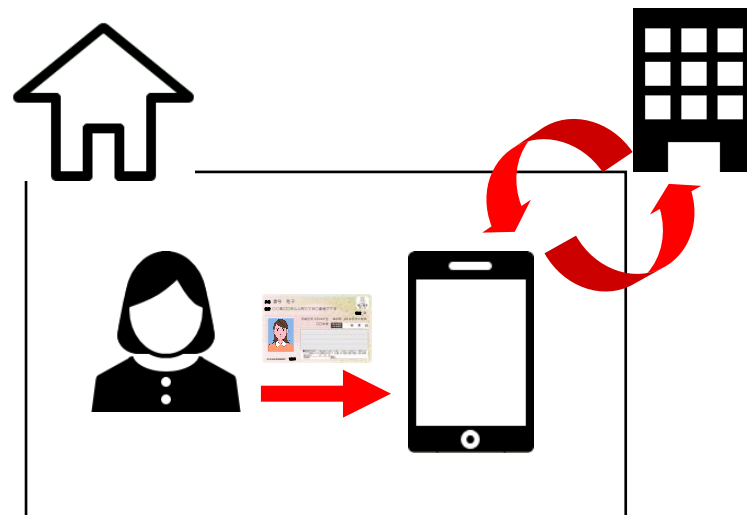
【現状】

- ・窓口に行かなくてはならない
- ・平日の8:30～17:00のみ
- ・記入する申請書が多い
- ・記入項目が多い
- ・記入要件が複雑でわかりにくい
- ・同じ手続でも、記入項目は自治体によりバラバラ



【目指す姿】

- ・いつでも、どこでも
- ・必要最小限（あるいはゼロ）の入力で
- ・全自治体が同じ



地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）	<p>先行事業 （標準準拠していないシステム）</p>		<p>移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的に実施）</p>		



標準仕様の見直しについて

地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
地方自治体		<p>ガバメントクラウド先行事業</p> <p>移行計画策定等の移行準備</p>	全20業務の基幹業務システムについて標準準拠システムへの移行		
ベンダ			標準準拠システムの開発	標準準拠システムへの移行作業	
デジタル庁		<p>ガバメントクラウド先行事業</p> <p>データ要件・連携要件、共通機能等の策定</p>	ガバメントクラウドの調達、提供	ガバメントクラウド実証事業等によるベストプラクティスの横展開	適合確認試験等の実施 データ要件・連携要件、共通機能等に係る制度改正への対応
制度所管府省	標準化法案提出	標準化基本方針の策定	標準仕様の点検、調整	標準準拠システムへの移行支援	
		標準仕様書の策定 (標準化対象20業務の機能要件)	標準仕様書の改定	標準仕様書に係る制度改正等への対応	

これまでの標準仕様書等の点検・調整、改定

- 令和4年9月から令和5年3月末において、標準仕様書等について点検・調整、改定等を実施
- 令和7年度(2025年度)の統一・標準化の移行目標に向けた自治体の準備、ベンダの開発等に必要な環境を整備

<デジタル庁所管文書>

- ・標準仕様書間の横並び調整方針について（令和5年3月27日改定）
 - ・地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書（令和5年3月30日改定）
 - ・地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書（令和5年3月30日改定）
 - ・地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針（令和5年3月30日改定）
 - ・地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様書についてのバージョン管理方針（令和5年3月30日改定）
- ※ ガバメントクラウド関連文書の発出・改定等

<各標準化対象業務標準仕様書>

- ・住民記録システム標準仕様書（令和5年3月31日改定）
- ・印鑑登録システム標準仕様書（令和5年3月31日改定）
- ・戸籍附票システム標準仕様書（令和5年3月31日改定）
- ・選挙人名簿管理システム標準仕様書（令和5年3月31日改定）
- ・税務システム標準仕様書（令和5年3月31日改定）
- ・就学事務システム（学齢簿編成等）標準仕様書（令和5年3月改定）
- ・就学事務システム（就学援助）標準仕様書（令和5年3月改定） 等

<標準化移行手順書>

- ・自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（令和5年1月20日改定）

標準仕様書の改定に関する基本的な考え方

- ① 制度改正を契機として見直しを行う場合は、原則として見直しの適用の1年前までに見直し内容を反映した仕様書を公表する。
ただし、制度改正が毎年行われる事務等については、別途の反映方法により行うこととし、デジタル庁と制度所管府省とで調整する。
- ② 機能要件について、制度改正以外の事情を契機として見直しを行う場合は、原則として年1回の特定の期日までに仕様書への反映を行ったものについて、その1年後以降に適用する。
ただし、移行支援期間（2025年度まで）においては、統一・標準化の取組を優先するため、原則として当該見直しは行わず、真に必要なものについてデジタル庁と協議の上、見直しを行う。
- ③ データ要件・連携要件については、機能要件の見直しを契機として行う。
- ④ 上記の見直しに伴う関係者の調整を円滑に行うため、見直し内容の仕様書への反映の基準日を年に数回設ける。
(例 前期分：8月31日、後期分：1月31日)
- ⑤ なお、標準準拠システムの開発過程等で生じるベンダー等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、デジタル庁が別途定める方法により、随時対応することとし、ベンダー等との認識共有を図る。



ガバメントクラウドについて

ガバメントクラウドの整備

- 現在、行政機関はそれぞれ独自に業務システムの開発や保守運用を行っており、提供するサービスの利便性や柔軟性、安全性、スピードにばらつきがあった。
→利便性の高いサービスをスピーディに提供、改善するため、**国や地方公共団体、準公共分野等で共通のクラウドサービス利用環境を整える。**
- 対象のクラウドサービスを選定し、デジタル庁WEBサイトなどでガバメントクラウドの利用を順次開始。

選定したクラウドサービス (令和4年度)

Amazon Web Services
(アマゾン ウェブ サービス)

Google Cloud
(グーグル クラウド)

Microsoft Azure
(マイクロソフト アジュール)

Oracle Cloud Infrastructure
(オラクル クラウド インフラストラクチャー)



地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第 1.0 版】

① ガバメントクラウド共同利用方式／単独利用方式に共通する契約関係

ガバメントクラウド共同利用方式／単独利用方式に共通して、デジタル庁、地方公共団体、CSP、ガバメントクラウド運用管理補助者及び ASP のうち 2 者間では、主に以下の（ア）～（エ）の 4 本の契約関係があり、図 2 のとおりとなる。

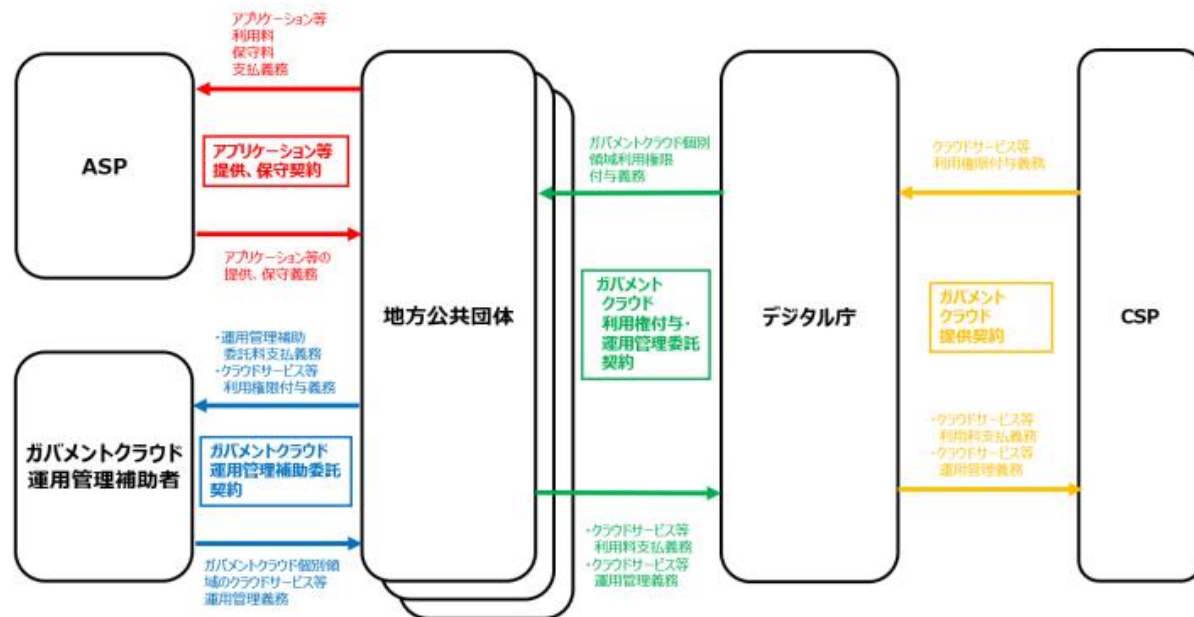
（ア） ガバメントクラウド提供契約（デジタル庁・CSP 間）

（イ） ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託契約（デジタル庁・地方公共団体間）

（ウ） ガバメントクラウド運用管理補助委託契約（地方公共団体・ガバメントクラウド運用管理補助者間）

（エ） アプリケーション等提供・保守契約（地方公共団体・ASP 間）

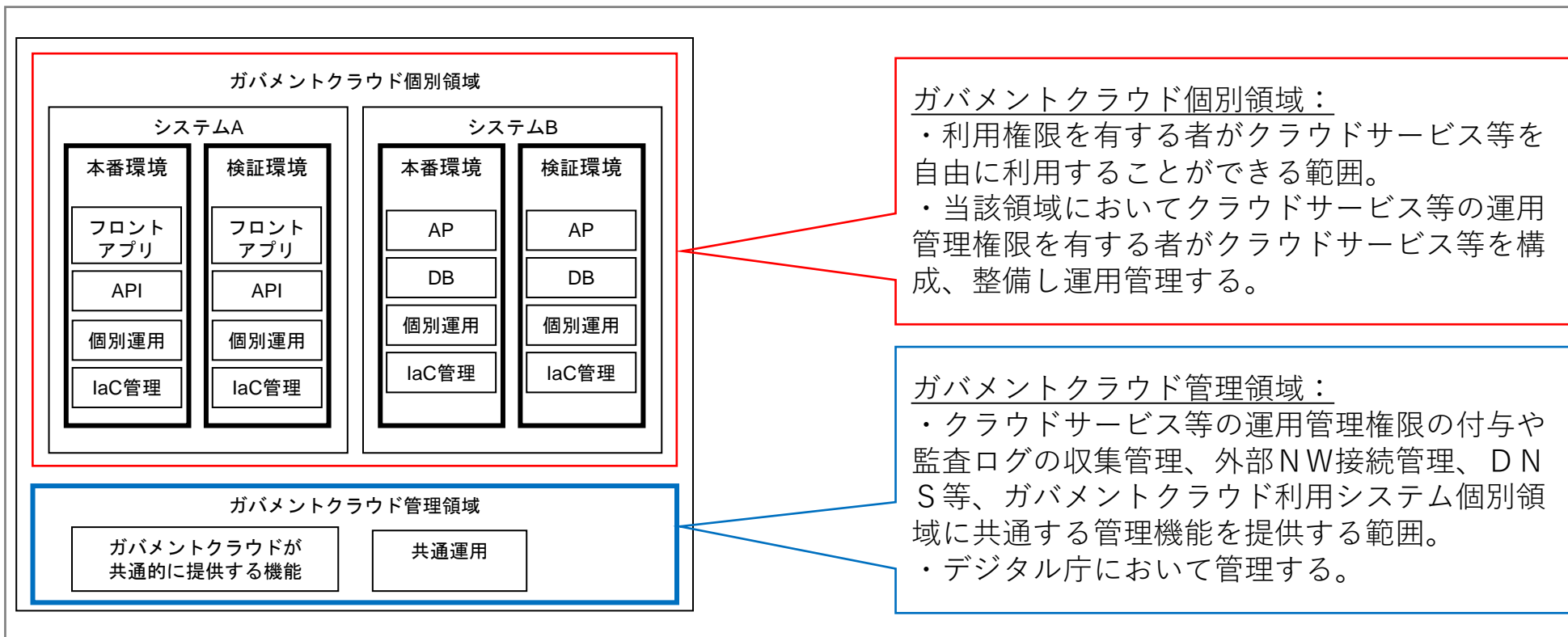
図 2 地方公共団体へのガバメントクラウド提供に関する契約関係



地方公共団体のガバメントクラウド利用について

各地方公共団体が管理する領域（クラウド個別領域）とそれ以外の領域の境界を責任分界点としており、国と地方自治体との管理領域は完全に分かれています。

（令和4年10月 地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】）



地方公共団体向けガバメントクラウド関連ドキュメント一覧

2023年4月12日時点

ドキュメント名	対象者	公開時期／方法
●地方公共団体情報システム標準化基本方針	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
●各標準化対象システム標準仕様書	自治体・ベンダ	－
●地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
●地方公共団体情報システム非機能要件の標準【第1.1版】	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
●地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（総務省ウェブサイト）
ガバメントクラウドリスクアセスメント	主にベンダ	令和4年11月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針	自治体・ベンダ	令和4年8月公表済（総務省ウェブサイト、自治体向け通知）
●特定個人情報保護評価 ひな型	自治体	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
●地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（デジタル庁ウェブサイト）
認証機能等リファレンスガイド	主にベンダ	令和5年3月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
ガバメントクラウドにおける連絡体制について	自治体・ベンダ	令和4年12月公表済
ガバメントクラウド利用権付与・運用管理委託規約	自治体・ベンダ	令和5年2月公表済
ガバメントクラウド接続サービス利用規約	自治体・ベンダ	令和5年4月公表予定
ガバメントクラウド運用管理補助委託契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年2月公表済
アプリケーション等提供・保守契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年2月公表済
ネットワーク構築運用補助委託契約ひな型	自治体・ベンダ	令和5年4月公表予定
●ガバメントクラウド関連文書群		
ガバメントクラウド概要解説【第2.1版】	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド手続き概要【第2.1版】	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（AWS編）【第2.1版】	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（Azure編）【第2.1版】	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用概要（GCP編、OCI編）	自治体・ベンダ	令和5年上期目途で公表予定
技術マニュアル群 ※サンプルテンプレートの内容説明、ヘルプデスク利用法の説明 等	ベンダ	AWS、GCP:令和5年3月末公表済、Azure、OCI:作成中 （自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
ガバメントクラウド利用における推奨構成	自治体・ベンダ	令和5年3月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））
●先行事業中間報告		
投資対効果検証の結果	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
投資対効果試算シート	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（自治体向け通知）
試算のためのCSP価格表	自治体・ベンダ	CSPウェブサイトにおいて公表済
非機能要件の標準の検証事項、検証方法	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
クラウド構成サービス情報一覧	自治体・ベンダ	令和4年9月公表済（デジタル庁ウェブサイト、自治体向け通知）
クラウド構成概要図	自治体・ベンダ	令和4年10月公表済（自治体向け通知（秘密保持契約に基づきベンダ連携可））



ガバメントクラウド先行事業について

先行事業での検証事項

令和3年度から実施中のガバメントクラウド先行事業において、以下の検証を実施

1. 非機能要件の標準の検証

- 先行事業においてガバメントクラウド上に構築したシステムが、非機能要件の標準（令和2年9月内閣官房IT室・総務省）を満たすことの検証
- 非機能要件の標準の拡充版（1.1版）についても検証

2. 標準準拠システムへの移行方法の検証

- ガバメントクラウドにリフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携を検証
- 「A.ガバメントクラウドにリフトしてから標準準拠システムへシフトする方法」と「B.リフト・シフト同時に実施する方法」を、コストとリスクの観点で比較検証

3. 投資対効果の検証

- 「A.現行利用中のシステムを同規模で入れ替え・継続利用した場合」と「B.現行利用中のシステムをガバメントクラウドへリフトする場合」について、投資対効果比較を検証

4. 推奨構成の検討

- 迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とするため、ガバメントクラウド上での推奨構成を検討し、令和5年3月に地方自治体向けに公表

※「推奨構成」とは従来「リファレンスアーキテクチャ」としていたものを改称

先行事業での検証団体一覧

#	団体名(団体規模順)	団体規模	システム構成	採択理由
1	神戸市	20万人以上 (指定都市)	マルチベンダー	政令指定都市、かつ、影響度の高い 住基および共通基盤 がリフト対象。他の 大規模団体へのモデル となりうる。
2	倉敷市(高松市、松山市と共同提案)	20万人以上	マルチベンダー	3団体が同じアプリ製品を使用してリフト。共同検証実施により、構築・移行方法とアプリ種類が同一下においての検証結果を得ること(構築・移行方法やアプリ以外に、影響を与える要因を調査)が可能と考えられる。
3	盛岡市	20万人以上	オールインワンパッケージ	費用対効果の検証について、 現状における比較、5年後での比較、KPIを定めて検証 を実施。ハウジング、自庁サーバで運用しており、クラウド利用の実績がない団体のモデルケースとしても有用と考えられる。
4	佐倉市	5万人以上 20万人未満	マルチベンダー	主要17業務をすべて含む合計27システム をリフトに加え、マネージド型のPaaSサービス及びクラウドが提供する テンプレート機能を積極利用 し構築・移行。
5	宇和島市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	低コストで、主要17業務をすべて含む合計55システム をリフトしての検証が可能。
6	須坂市	5万人以上 20万人未満	オールインワンパッケージ	ガバメントクラウド接続に 県域WANを共同利用 する接続検証を実施。 既存のインフラを活用した移行のモデル となりうる。
7	美里町(川島町と共同提案)	5万人未満	オールインワンパッケージ	クラウド移行について、 複数の方式 を検討・試行し、費用、移行時間、品質、セキュリティ、作業負担等の観点から比較を行うことで、 他団体が移行方法を検討する際のモデル となりうる。
8	笠置町	5万人未満	マルチベンダー	フレット光対象外の地域ならではの 安価に接続できることができる回線のあり方を検証 。同様の事情を抱える団体のモデルケースとして有用と考えられる。

中間公表結果

1. 非機能要件の標準の検証結果

- 非機能要件の標準の検証事項、検証方法（令和4年9月）
 - ・ 非機能要件の標準の各項目について、検証開始時点で想定している選択レベルを団体毎（マルチベンダーの場合は各アプリケーションベンダー毎）に整理したもの。
 - ※基本的には非機能要件の標準で求めている選択レベルで検証を行うが、同要件内で定めている「選択時の条件」等によって選択レベルを上下しているものがある。
 - ・ 非機能要件の標準の各項目について、検証開始時点で想定している検証事項及び検証方法を団体毎（マルチベンダーの場合は各アプリケーションベンダー毎）に整理
- 非機能要件の標準の検証結果（公表予定時期：令和5年4月）
- 非機能要件の標準【第1.1版】の検証事項、検証方法、検証結果（公表予定時期：令和5年4月）

2. 標準準拠システムへの移行方法の検証結果

- リフトしたシステムとリフトしないシステムとの連携の検証結果（公表予定時期：令和5年4月）
- 「リフト→シフト」と「リフト・シフト同時」の移行方法の机上比較検証結果（公表予定時期：令和5年4月）

3. 投資対効果の検証結果

- 構成計画（令和4年5月）時点での机上比較検証結果（令和4年9月）
 - ・ 「A.現行利用中のシステムを同規模で入れ替え・継続利用した場合」と「B.現行利用中のシステムをガバメントクラウドへリフトする場合」のコストについて、構成計画時の設計に基づく机上試算をおこなった団体ごとの結果及び全体的分析を整理したもの

4. 推奨構成の検討結果

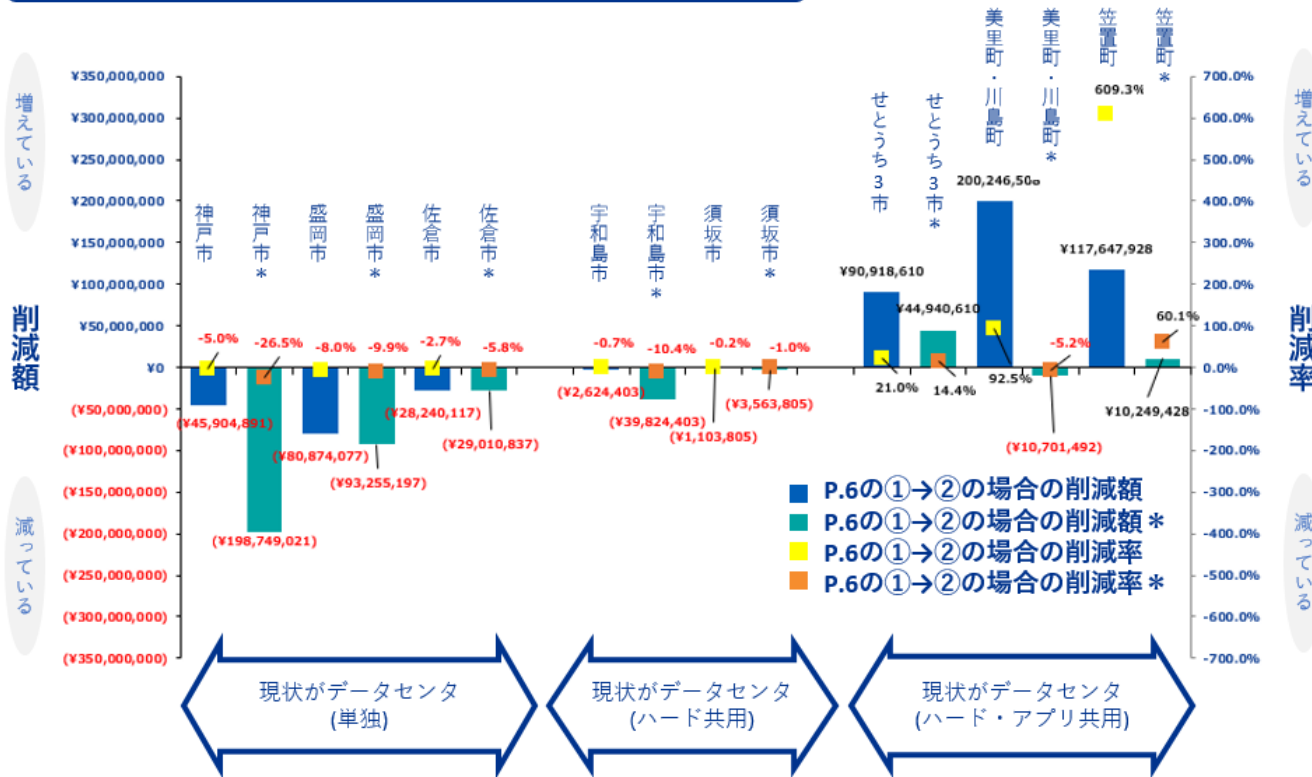
- 計画時利用予定クラウドサービス構成情報一覧表（令和4年9月）
 - ・ 構成計画時点での机上比較検証において利用予定としているクラウドサービス一覧を団体毎に整理
- 実構成の構成概要図（セキュリティ上の観点から自治体に限定公開。公表時期：令和4年10月）
- 推奨構成資料（セキュリティ上の観点から自治体に限定公開。）
 - ・ Amazon Web Services編（公表時期：令和4年12月、令和5年3月加筆修正）
 - ・ Google Cloud編、Microsoft Azure編、Oracle Cloud Infrastructure編（公表時期：令和5年3月）

中間公表資料サマリ（3. 投資対効果の検証結果）

ランニングコスト削減率と削減額による分析

- 長期的に投資対効果を高めるには、**ランニングコストの削減がポイント**。先行事業参加 8 団体について、ガバメントクラウドの投資対効果を検証した結果、**ランニングコストが削減される試算となったのは 5 団体**。特に現行システムの利用形態が**データセンタ（単独）**である場合はガバメントクラウドへの移行による**コスト削減が見込まれる**。（青の棒グラフ）
- **データセンタ（ハード共用）・自治体クラウド（ハード・アプリ共用）**の場合も「ネットワークに関する費用」及び「システム運用費用（按分効果により除外可能見込み費用）」を除き比較すると、**微減または微増**。（緑の棒グラフ）
- 「既存データセンタ等とのネットワーク接続費用」及び「システム運用費用」がランニングコスト増加要因。**二重の接続コスト削減のため多くの関連システムをリフト**及び**按分効果発揮のため多くの団体がリフト**する取り組みが有効。

P.6の①→②の場合のランニングコスト 削減額 × 削減率



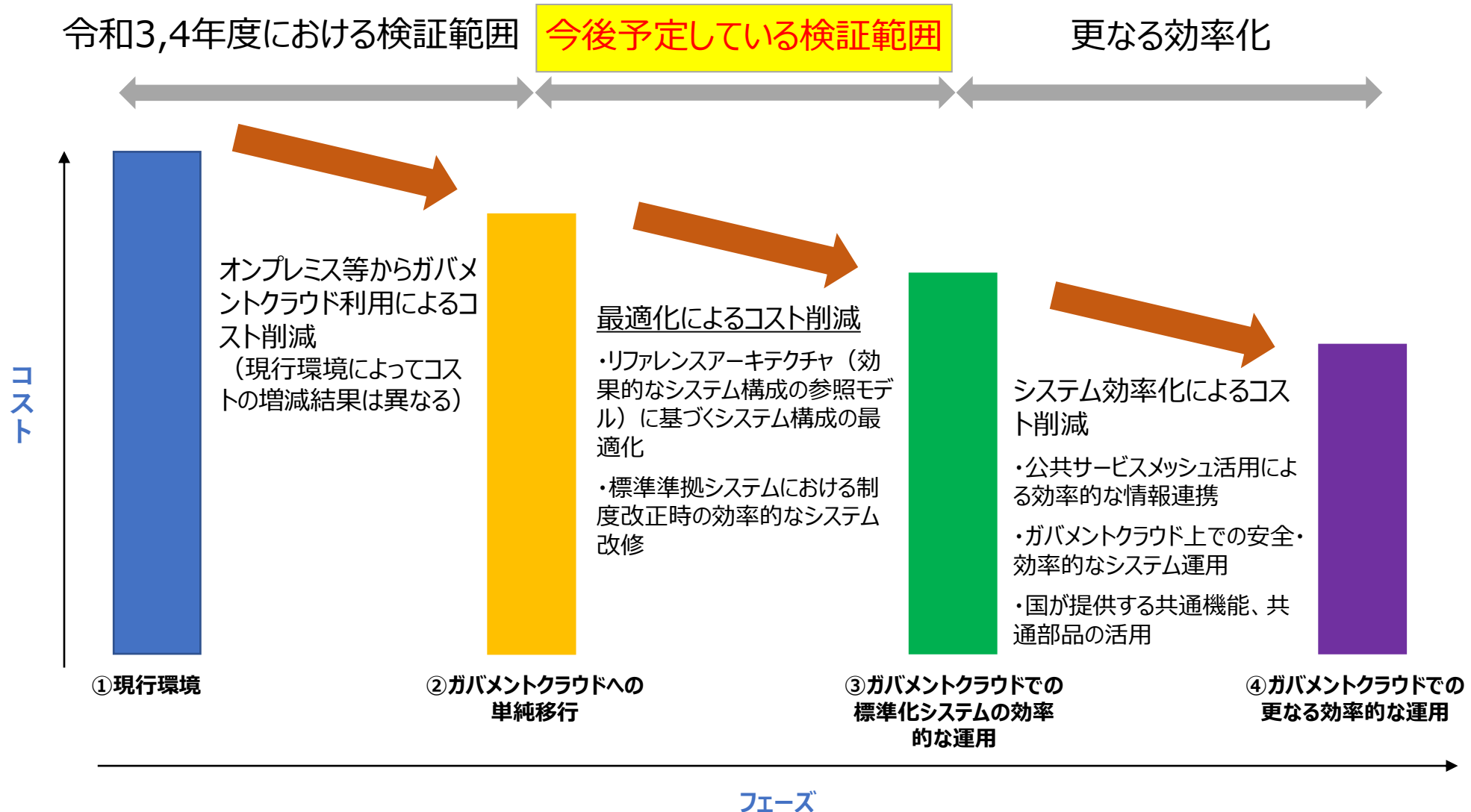
※コストについては、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提としたベンダーの見積もりによるもの。また、先行事業参加団体の単独利用であるため、複数団体による割り勘効果が十分に反映されていない。

全採択団体のランニングコストに関して、
 A：現行システムを再構築・継続した場合のコスト
 B：ガバメントクラウドへリフトする場合のコスト
 とした場合における、
 削減額 = B-A
 削減率 = (B-A)/A*100

*：ネットワークに関するランニング費用及び複数自治体がガバメントクラウド移行した際に按分効果により除外できるランニング費用を比較対象外とした場合

自治体システムの効率化に向けたステップ

- 自治体システムの効率化は以下に示す段階を想定
- これまでの検証では、①現行環境から②ガバメントクラウドへの単純移行を前提とした机上検証を実施



令和5年度ガバメントクラウド先行事業の検証予定内容

○令和5年度は深堀フェーズとして、主に以下の事項を検証予定

1. コストメリットや運用効率性が享受できる構成への移行検証

○国が示す推奨構成及びマネージドサービスの活用検討、検証

2. 運用における目標管理指標の検証

○指標値の検討、指標値達成状況の可視化検証

○運用課題の抽出及び解決策の検討

3. 標準準拠システムのシフト検証

○シフトに伴う検証

4. ネットワーク接続の在り方検証

○ネットワーク接続の共同利用方法の検討

5. 投資対効果の検証

○各検証項目等による投資対効果の検証



ガバメントクラウド「早期移行団体検証事業」 の公募概要

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要①

- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体を公募
- 標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業に係るガバメントクラウド利用料及びガバメントクラウド接続サービス費用について、国が負担

【事業の概要】

対象団体：検証に協力を希望する地方公共団体のうち、公募回次ごとに決まった期間(※)にガバメントクラウドを利用開始希望する地方公共団体

※ 令和5年度の本事業については、地方公共団体のガバメントクラウド利用開始希望時期に応じて複数回の公募を想定（令和5年4月4日に第2回公募を公表、以降四半期ごとに公表予定）

対象業務システム：①標準準拠システム ②関連システム

検証内容：地方公共団体が対象業務をガバメントクラウドにリフト又はシフトし、問題無く移行できることを検証

検証項目：①課金モデルの検証 ②共同利用方式への展開検証

③移行期間の短縮のための検証 ④標準準拠システムの効率的な運用によるコスト検証

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の公募概要②

【応募要件】

以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月7日閣議決定）」、「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」、及びデジタル庁が令和4年12月13日に発出した事務連絡「ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料等の提供について」の別紙2「R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請／アカウント申請」の内容を理解していること。
- (2) 応募前に、本事業についてデジタル庁とヒアリング会議を実施するなどして、十分に本事業内容を理解していること。
- (3) 「ガバメントクラウド手続き概要」に記載のとおり、コスト削減や効率性等の観点から、原則として、Replatform以上のパターンでガバメントクラウドへ移行することとし、実現できない場合はその合理的な理由及び対応スケジュール等を応募資料に記載すること。Replatformとは、具体的には「運用監視／セキュリティ、RDBをマネージドサービス化（仮想サーバ（AWSの場合のEC2が該当）を立てない）」及び「共有ストレージ（ファイルサーバ）をオブジェクトストレージ化（AWSの場合のS3が該当）」を想定している。
- (4) デジタル庁と連携を密にし、検証に協力すること。
- (5) 本事業は「第2-1.（4）検証項目」の検証を行うことを目的として、「第3.1.（2）応募に必要な資料」に示すガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書に基づいて実施するものであり、採択団体の情報システムガバメントクラウド上に構築されたものを含む。の運用については当該採択団体が一義的に責任を有していることを了承すること。
- (6) 連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPと予め協議・調整の上、業務システムを指定し、応募すること。なお、応募に当たっては、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPに予め本公募要項の記載内容を理解させた上で行うこと。応募の際に、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPが未定である場合は、連携するガバメントクラウド運用管理補助者及びASPを決定する期限を定めて応募することができるが、別途デジタル庁に詳細を確認すること。
- (7) 採択された際には、ガバメントクラウド早期移行団体検証事業計画書が公開されることに了承すること。なお、個人情報、ガバメントクラウド運用管理補助者及びASPのノウハウ、セキュリティに関する部分等について、一部情報を削除・修正する必要がある場合は、該当箇所及び削除・修正理由を明記したうえで、削除・修正した資料も併せて提出すること。
- (8) その他
 - ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を実施する場合があるため、デジタル庁の求めに応じて、受け入れること

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業の採択結果

令和5年2月24日に第1回公募の応募団体8団体を採択

ガバメントクラウド早期移行団体検証事業 採択団体一覧

公募回次	団体名	都道府県
第一回	旭川市	北海道
	南相馬市	福島県
	昭島市	東京都
	町田市	東京都
	豊橋市	愛知県
	京都市	京都府
	茨木市	大阪府
	筑前町	福岡県

参照 : <https://www.digital.go.jp/news/f776df1b-6cf9-44cf-9c10-8c29026c3ae1/>



共同利用方式の推進及びマルチベンダにおける システム間連携の検証事業（案）（ベンダ向け）

共同利用方式の推進のための検証事業（案）

- ガバメントクラウド共同利用方式の推進のために、国が行う検証等の取組に積極的に参加するベンダーを5月頃に公募予定
- 検証に係るガバメントクラウド利用料について、国が負担

【事業の概要（想定）】

1. 複数団体分離構成の検証

- ・アカウント分離、ネットワーク分離、アプリケーション分離等による分離手法の検証

2. 運用管理環境の検証

- ・効率的に複数団体を運用管理する環境の検証

3. 効率的な運用方法の検証

- ・効率的な運用方法、人員アサイン等の検証

4. 按分費用算出方法の検証

- ・リソース量に応じた按分費用算出の考え方及び方法の検討

5. セキュリティ監査方法(セキュリティポリシーガイドラインへの対応確認)の検証

マルチベンダ構成におけるシステム間連携の検証事業（案）

- マルチベンダ構成におけるシステム間連携の確認のために、国が行う検証等の取組に積極的に参加するベンダーを5月頃に公募予定。
- 検証に係るガバメントクラウド利用料について、国が負担

【事業の概要（想定）】

1. 他社システムとのデータ連携における協議事項、設定事項の検証

- ・権限設定及び連携のタイミング等、ベンダ間協議事項の検討、検証
- ・連携設定の推奨構成についての検証

2. 他社システムとのデータ連携（ファイル連携、API連携）の検証

- ・他社システムとのファイル連携、API連携の検証
- ・オンプレ環境とのデータ連携検証

3. データ連携における認証基盤の検証

- ・認証認可基盤のリファレンスの作成
- ・認証認可基盤を利用した構成の検討及び連携の検証

Thank you!

